

(お詫びと修正・訂正)

不動産法律セミナー5月号の「司法書士誌上模試(午前の部)」に以下のような誤り及び不適切な箇所が判明しましたので、以下のとおり修正・訂正させていただきますとともに、読者の皆様にはたいへんご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

(下線部分が訂正・修正箇所です。(※平成28年5月6日現在))

頁	修正・訂正前	修正・訂正後
P8 9行目	そのうえで当該土地をCに売却した。	そのうえで当該土地を <u>善意・無過失のC</u> に売却した。
P9 3行目	AがBに対し譲渡の通知をしたときは、	AがBに対し <u>債権譲渡</u> の通知をしたときは、
P12 下から5行目	留置物を回復することはできず、留置権は消滅する。	留置物を回復することができるので、留置権は消滅しない。
P13 下から4、5行目	B, C, Dの合意のみならず、Fの承諾が不要である。	B, C, Dの合意は必要であるが、Fの承諾は不要である。
P16 5行目	解除することができない。	解除することができる。
P17 7行目	BはAとの離婚後6か月経過する前に再婚したが、	BはAとの離婚後6か月経過する前に <u>D</u> と再婚したが、
P17 下から6、7行目	エ 被相続人が遺言で一定期間遺産の分割を禁止していた場合でも、共同相続人全員の同意があれば、その期間内であっても遺産分割を請求することができる。	エ 被相続人は、遺言で、5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁止することができるが、分割禁止期間内は、共同相続人全員の合意があっても、遺産分割をすることはできない。
P18 6行目	家庭裁判所の許可を得なければ	家庭裁判所に請求してその確認を得なければ
P19 下から11行目	イ 株式については、発行可能株式総数が…	イ 株式については、 <u>公開会社</u> においては発行可能株式総数が…
P21 3行目	<u>取締役会を設置しない株式会社</u> においては、株主総会は、	株主総会は、
P21 下から9行目	議案を株主総会に提出することを請求することができない。	議案を株主総会に提出することを請求することができる。
P23 下から8、9行目	ウ 営業を譲渡した商人(以下「譲渡人」という。)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市区町村の区域内及びこれに隣接する市区町村の区域内においては、…	ウ 営業を譲渡した商人(以下「譲渡人」という。)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、…
P26 下から6行目	所有者は第三者に対し、	所有者は善意・無過失の第三者に対し、

P27 18、19 行目	債権譲渡の通知は時効の中断理由には該当せず、債権者が債務者に対し譲渡の通知をしても、当該債権の消滅時効は消滅しない。	債権譲渡の通知は時効の中断事由には該当せず(民 147 参照)、債権者が債務者に対し債権譲渡の通知をしても、当該債権の消滅時効は中断しない。
P27 下から 15 行目 ～20 行目	イ 誤り。「Aの代理行為が有効に成立するためには、Aにおいて、代理行為をBの利益のためにする意思が存在することが必要である」とすると、本事案では、Aの代理行為は、自己の利益のためになされたものであるから、有効に成立しているとはいえず、無権代理となる。しかし、設問見解は「Aの代理行為は原則として有効」としており、それゆえに、Aに「Bの利益のためにする意思が存在することが必要である」とは解してはいないことになる。したがって、本肢内容の主張は、設問見解の前提とはならない。	イ 誤り。被相続人の占有により取得時効が完成した場合、その共同相続人は、自己の相続分の限度においてのみ、その取得時効を援用することができる(最判平 13・7・10)。したがって、Bの共同相続人であるCは、自己の相続分に限り取得時効を援用することができるから、本肢は誤っている。
P27 下から 6 行目 ～P28 上から 4 行目	エ 正しい。設問見解は、代理人の権限濫用につき心裡留保に関する民法第 93 条ただし書を類推適用している。心裡留保とは、表意者が表示行為に対応する真意のないことを知りながらする意思表示のことをいう。とすれば、AがBに行為の効果を生じさせる意思で、Bの代理人としてCと取引をしている以上、その行為は心裡留保にあらず、民法第 93 条ただし書を類推適用する基礎を欠くとも考えられる。したがって、本肢の主張は、設問見解に対する批判となり得る。 オ 正しい。設問見解によると、Aの代理行為は原則として有効であるが、Cが悪意又は有過失の場合には、CはBに代金を請求できないことになる。それゆえ、Cが善意無過失であれば、Aの代理行為は有効に確定するので、Aについて無権代理人の責任(民 117 I)は問題とはなり得ない。したがって、CはAに対して無権代理人としての責任を追及することはできないから、本肢は正しい。	エ 正しい。本肢では、物上保証人が債権者に対して被担保債権の存在を承認した場合、時効が中断するかが問題となる。判例は、「物上保証人が債権者に対し当該物上保証及び被担保債権の存在を承認しても、その承認は、被担保債権の消滅時効について、民法第 147 条 3 号にいう承認に当たるとはいえず、当該物上保証人に対する関係においても、時効中断の効力を生ずる余地はない」とした(最判昭 62・9・3)。したがって、物上保証人Aの承認により時効中断が生じないから、本肢は正しい。 オ 正しい。瑕疵担保による損害賠償請求権は、買主が瑕疵を知った時から 1 年以内に行使することを要するが(民 570、566Ⅲ)、この期間制限は除斥期間と解されている(最判平 4・10・20)。除斥期間は確定した期間であり、一定の期間、権利を行使しなかった場合に権利が消滅する点においては消滅時効と共通するが、消滅時効とは別の制度である。しかし、瑕疵担保による損害賠償請求権は、

		<u>この除斥期間と同時に、通常の債権として消滅時効にも服すると解されており、その消滅時効は、買主が売買の目的物の引渡を受けた時から進行する（最判平13・11・27）。したがって、Aの損害賠償請求権は家屋の引渡を受けた時から進行するから、本肢は正しい。</u>
P38 下から 14、15 行目	Cには <u>A</u> の子であるという推定は及んでいない。	Cには <u>D</u> の子であるという推定は及んでいない。
P39 20、21 行目	エ 正しい。 ……。 <u>ただしこの場合であっても、共同相続人全員の合意によって分割することができる</u> と解されている。したがって、本肢の記述は正しい。なお…	エ 正しい。 ……。この場合は、共同相続人全員の合意によっても分割することができない。したがって、本肢の記述は正しい。
P44 16、17 行目	そして、 <u>取締役会を設置しない株式会社においては、株主総会の招集権者は、</u>	そして、株主総会の招集権者は、
P45 1、2 行目	第31問 正解 2 ア <u>正しい。</u>	第31問 正解 4 ア <u>誤り。</u>
P45 7 行目	イ <u>誤り。</u>	イ <u>正しい。</u>
P45 下から 13 行目	以上により、正しいものは <u>ア</u> 及び <u>オ</u> であるから、 <u>2</u> が正解となる。	以上により、正しいものは <u>イ</u> 及び <u>オ</u> であるから、 <u>4</u> が正解となる。
P46 下から 13、14 行目	<u>また、新株予約請求権は認められている（会 777）。</u>	<u>これに対し、新株予約請求権は認められている（会 777）。</u>
P48 5、6 行目	①同一の市 <u>区</u> 町村の区域内及び②これに隣接する市 <u>区</u> 町村の区域内においては、	①同一の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下同じ。）の区域内及び②これに隣接する市町村の区域内においては、